

二本松警察署 交通課
2026年8月1日 発行

夏特有の交通事故に注意しましょう!!

この時季は暑さによる疲労や集中力の低下に加えて、行楽や帰省による交通量の増加、急激な天候不良や豪雨による視界不良など、交通事故の危険性が高まる季節です。親戚や友人などと飲酒をする機会も多くなります、

「飲酒運転をしない！、させない！、許さない！」
 はもちろんですが、夜間や早朝に泥酔し、路上に寝込んでいる人がいるかもしれない という意識を持って運転しましょう！

夏休みを家族全員で楽しく過ごすために、交通事故には十分注意しましょう！



安全運転のアドバイス

○交差点での交通事故防止

見とおしの悪い交差点や赤色点滅の信号機、一時停止標識がある交差点では、必ず一時停止、左右の安全確認をしてから進行しましょう。

○計画的に休憩し、居眠り防止！

長距離運転はどうしても緊張感や集中力が低下します。運転による疲れが溜まると居眠り運転の原因にもなりますので、眠気を感じる前にこまめに休憩を取るようにしましょう！

○全席シートベルト・チャイルドシート着用徹底！

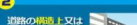
車に乗っている人全員がシートベルトを締めるのはもちろん、正しい着用を徹底しましょう。子どもにはチャイルドシートを正しく使うことが、万が一の時に大切な子どもの被害を軽減することができます。



▼ 以下の道路における自動車の法定速度は ▼

引き続き60km/hです

- ① 道路幅員又は道路構造による市街地内、市街地外が一般道路**

 道路幅員又は道路構造による市街地内、市街地外が一般道路
- ② 道路の幅員又は車道の数により自動車通行が妨げられている一般道路**

 道路の幅員又は車道の数により自動車通行が妨げられている一般道路
- ③ 高速自動車国道のうち、本線道路及びこれに接する加減速帯及び支線道路以外の部分（ただし、橋梁等）**

 高速自動車国道のうち、本線道路及びこれに接する加減速帯及び支線道路以外の部分（ただし、橋梁等）
- ④ 自動車専用道路**

 自動車専用道路

従前どおり、道路標識等による指定のある場合は、その速度に従うべきでない。

生活道路とは？

主に地域住民の日常生活に利用される、中央線や中央分離帯などがない比較的小さい道路のことです。



道路標識による制限では、その速度が最も適当となります。

例えば、道路標識により最高速度が40km/hと定められている中央線のない道路では、最高速度は30km/hではなく40km/hとなります。

▲中央線がない道路で40km/hの速度制限があった場合は、最高速度は40km/hとなる。



▲中央分離帯や中央線があっても速度制限が30km/hの場合、最高速度は30km/hとなる。



ドライバーの皆様へ

最高速度は、交通安全と円滑を図るためにあり、これを守ることは、ドライバー、乗客、歩行者、自転車の方々の安全につながります。決められた速度の範囲内で安全に、道路状況や天候等に反応し、安全な運転をなさるよう心がけてください。

➤ こんな道は特に気を付けよう！ ➤

- 民家・商店が多い
- 通学路である
- 天候等で視界が悪い
- カーブが多い

■警察庁HP
▼交通違反に関する法律等のダウンロード▼
<http://www.polic.go.jp/keisaku/>

■全国都府県警察HP
▼各都府県の警察本部のリンクはこちら▼
<http://www.pref.police.tokyo.ac.jp/prefpolice.html>

令和5年9月1日
改正施行
改正道路交通法施行期日

60 km/h
30 km/h

生活道路における自動車の法定速度が引き下げられます!!

～交通事故のない 二本松市を 目指しましょう～



二本松警察署

